

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	福祉情報システム 教育・保育給付等事務 重点項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
神戸市は、福祉情報システムの教育・保育給付等事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
神戸市長

公表日
令和3年2月26日

## 項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	教育・保育給付等事務
②事務の内容	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく教育・保育給付認定及び児童福祉法(昭和2年法律第164号)に基づく保育の利用に係る事務を行う。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の8及び94の項の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <p>1. 本人確認事務        ・申請を行う保護者及び当該申請に係る小学校就学前子どもの個人番号確認と身元(実存)確認        特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用にあたり教育・保育給付認定及び保育利用の申請受付にあたっては、個人番号の記入により、個人番号確認や身元(実存)確認の事務を行う。</p> <p>2. 世帯所得等確認事務        (1)利用者負担額決定のための世帯所得額の確認等        ①教育・保育給付認定にあたり決定する利用者負担額は、認定保護者と同一の世帯に属する者の市民税額に基づき決定することとされているため、該当する者の市民税額を確認するにあたり、個人番号を利用した事務を行う。        ②利用者負担額は、同一の世帯に属する子どもの数も考慮することとされているため、該当する者の確認において、個人番号を利用した事務を行う。        ③生活保護世帯あるいは中国在留邦人自立支援法の支援給付を受けている者(以下単に「被保護世帯」という。)、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)の属する世帯における利用者負担額は、当該事由を考慮することとされているため、該当する者の当該事由の確認において、個人番号を利用した事務を行う。</p> <p>(2)世帯状況の確認        ・また、教育・保育給付認定において保育を必要とする認定を行い、又、利用調整及び要請を行うにあたっては、家庭において必要な保育を受けることが困難である理由に基づき行うこととされているため、被保護世帯、母子・父子世帯又は在宅障害児(者)の属する世帯などにおいて世帯に属する者のうち状況の確認が必要な者について、個人番号を利用した事務を行う。</p>
③対象人数	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	福祉情報システム
②システムの機能	<p>&lt;児童&gt;</p> <p>1. 教育・保育給付認定及び利用施設管理機能        ・保育の必要性を踏まえて、教育・保育給付認定を行う。        ・希望施設の利用調整を行い、入所施設の決定を行う。        ・利用者負担額の決定を行う。        ・利用者負担額の徴収方法の管理を行う。</p> <p>&lt;施設&gt;</p> <p>2. 施設・事業者情報の管理機能        ・施設・事業者の施設名・住所等の基本情報や公定価格計算の基礎となる項目等を登録する。</p> <p>3. 給付費(委託費)支払額計算・管理機能        ・私立保育所への委託費を算出する。        ・私立保育所以外の施設に対への給付費を算出する。</p> <p>&lt;財務&gt;</p> <p>4. 費用徴収・収納確認機能        ・納付義務者へ利用者負担額の費用徴収を行い、収納状況を確認する。</p> <p>5. 債権管理機能        ・利用者負担額の未納者に対して、督促、催告等の管理を行う。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>6. 統計機能        ・全国総合システムへの報告用データを出力する。        ・待機児童の状況や、委託費・給付費の集計を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム2~5	
システム2	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	<p>各業務システム間での庁内情報移転のための情報連携システムである。 ※情報連携は各業務システム専用のエリアを経由しファイル単位で行われ、連携対象のデータと業務システムの対応をあらかじめ業務間連携システムに設定しておくことで、設定対象外の業務システムへのデータ提供はできない仕組みとなっている。</p> <p>1. 参照用住記データベース機能・各業務システムが参照する住記副本データベース機能。既存住基システムから3分毎に連携される住民異動情報により更新する。 2. 既存システム連携機能・中間サーバーへの連携情報について、各業務システムから統合宛名システムへ中継する機能。各業務システム間の情報連携を管理する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム  <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム  <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム  <input type="checkbox"/> その他 ( )</p>
システム3	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 統合宛名番号付番機能・統合宛名システムは、中間サーバーと情報連携するために団体内の宛名情報を業務横断に統一し、個人を一意にする統合宛名番号を付番する。      2. 宛名情報等管理機能・統合宛名システムにおいて宛名情報等を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。統合宛名システムを利用するための認証機能、個人情報保護対策及び各種ログ管理を行う。      3. 中間サーバー連携機能・中間サーバーまたは中間サーバー接続端末からの要求に基づき、統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。      4. 既存システム連携機能・既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム  <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム  <input type="checkbox"/> 宛名システム等 [ ] 税務システム  <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバーシステム )</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバーシステム
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。      2. 情報照会機能・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。      3. 情報提供機能・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。      4. 既存システム接続機能・中間サーバーと、団体内統合宛名システム及び庁内連携システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。      5. 情報提供等記録管理機能・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。      6. 情報提供データベース管理機能・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。      7. データ送受信機能・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。      8. セキュリティ管理機能・暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する機能。      9. 職員認証・権限管理機能・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。      10. システム管理機能・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム  <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム  <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 [ ] 税務システム  <input type="checkbox"/> その他 ( )</p>
システム5	
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
教育・保育給付等児童台帳ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の8及び94の項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 法令上の根拠がないことから、教育・保育給付等事務に係る情報提供は実施しない  (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の13、16及び116の項
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	こども家庭局幼保事業課
②所属長の役職名	こども家庭局幼保事業課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
教育・保育給付等児童台帳ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用にあたり教育・保育給付認定及び保育利用の手続きを行う保護者、当該申請に係る小学校就学前子ども及び同一の世帯に属する者(利用者負担額の決定、家庭において必要な保育を受けることが困難である理由の確認において必要な者に限る)	
④記録される項目	[ 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ ] 医療保険関係情報 [○] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報</li> <li>[○] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ ] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ ] 災害関係情報</li> <li>[ ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するため</li> <li>2. 4情報及び連絡先: 本人への連絡等のため</li> <li>3. 地方税関係情報: 利用者負担額を決定するのに、地方税情報が必要なため</li> <li>4. 児童福祉・子育て関係情報: 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する情報を管理するため</li> <li>5. 障害者福祉関係情報: 利用者負担額を決定するのに、障害者福祉情報が必要なため</li> <li>6. 生活保護・社会福祉関係情報: 利用者負担額を決定するのに、生活保護情報が必要なため</li> <li>7. 年金関係情報: 利用者負担額を決定するのに障害基礎年金情報が必要なため</li> </ol>	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成28年10月	
⑥事務担当部署	神戸市 こども家庭局 幼保事業課 各区役所こども家庭支援課、北須磨支所保健福祉課、西神中央出張所	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <span style="color:red;">※</span>	[○] 本人又は本人の代理人									
	[○] 評価実施機関内の他部署	( 行財政局主税部市民税課、福祉局保護課、 行財政局住民課 )								
	[○] 行政機関・独立行政法人等	( 厚生労働大臣、日本年金機構、 地方公共団体情報システム機構 )								
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人	( 都道府県知事、市町村長 )								
	[ ] 民間事業者	( )								
②入手方法	[○] その他	( )								
	[○] 紙	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ								
	[ ] 電子メール	[ ] 専用線 [○] 庁内連携システム								
	[○] 情報提供ネットワークシステム									
③使用目的 <span style="color:red;">※</span>	[○] その他	( 住基ネットシステム )								
	1. 本人確認事務の適正化のため。									
	2. 住基情報、所得情報等を確認し、適正な教育・保育給付認定及び保育利用事務を行うため。									
④使用の主体	使用部署	神戸市こども家庭局 幼保事業課 各区役所こども家庭支援課、北須磨支所保健福祉課、西神中央出張所								
	使用者数	<p style="text-align:center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>[ 100人以上500人未満 ]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1. 本人確認事務									
	・申請を行う保護者及び当該申請に係る小学校就学前子どもの個人番号確認と身元(実存)確認	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用にあたり教育・保育給付認定及び保育利用の申請受付にあたっては、個人番号の記入により、個人番号確認や身元(実存)確認の事務を行う。								
	2. 世帯所得等確認事務									
	(1)利用者負担額決定のための世帯所得額の確認等	①教育・保育給付認定にあたり決定する利用者負担額は、認定保護者と同一の世帯に属する者の市民税額に基づき決定することとされているため、該当する者の市民税額を確認するにあたり、個人番号を利用した事務を行う。 ②利用者負担額は、同一の世帯に属する子どもの数も考慮することとされているため、該当する者の確認において、個人番号を利用した事務を行う。 ③生活保護世帯あるいは中国在留邦人自立支援法の支援給付を受けている者(以下単に「被保護世帯」という。)、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)の属する世帯における利用者負担額は、当該事由を考慮することとされているため、該当する者の当該事由の確認において、個人番号を利用した事務を行う。								
	(2)世帯状況の確認	・また、教育・保育給付認定において保育を必要とする認定を行い、又、利用調整及び要請を行うにあたっては、家庭において必要な保育を受けることが困難である理由に基づき行うこととされているため、被保護世帯、母子・父子世帯又は在宅障害児(者)の属する世帯などにおいて世帯に属する者のうち状況の確認が必要な者について、個人番号を利用した事務を行う。								
	情報の突合	通知カード、個人番号カード等により、正確に本人確認を行う。【上記1. 本人確認事務】 個人番号、その他識別情報により突合を行う。【上記2. 世帯所得等確認事務】								
⑥使用開始日	平成28年10月1日									

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ] ( 2 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
<b>委託事項1</b>	システム保守等業務	
①委託内容	福祉情報システムの保守業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社 野村総合研究所	
再委託	④再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託する ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	事前に再委託に関する許諾申請を行わせ、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)の要件を満たし、かつその妥当性を判断した上で許可を行う。
	⑥再委託事項	福祉情報システムの保守業務の一部 (理由)公共分野や福祉関連のシステム開発に精通しており、ノウハウを有しているため。
<b>委託事項2~5</b>		
<b>委託事項2</b>	子どものための教育・保育給付等事務	
①委託内容	福祉情報システムを使用した教育・保育給付等事務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	パーソルテンプスタッフ株式会社	
再委託	④再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項6~10</b>		
<b>委託事項11~15</b>		
<b>委託事項16~20</b>		

**5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)**

提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( ) 件    [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム    [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール    [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ    [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	

<b>移転先1</b>										
①法令上の根拠										
②移転先における用途										
③移転する情報										
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上									
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲										
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム	[ ] 専用線	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ ] フラッシュメモリ					
	[ ] その他 ( )				[ ] 紙					
⑦時期・頻度										
<b>移転先2~5</b>										
<b>移転先6~10</b>										
<b>移転先11~15</b>										
<b>移転先16~20</b>										
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>										
保管場所 <b>※</b>	<p>&lt;神戸市における措置&gt;        本市管理区域内の、施錠装置・監視装置のあるセキュリティ区画内サーバに保管する。        サーバへのアクセスにはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;        ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。        ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>									
<b>7. 備考</b>										
特になし。										

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

教育・保育給付等児童台帳ファイル

※以下の福祉個人番号は、番号法前から使用している教育・保育給付システム上の管理番号であり、番号法の個人番号とは異なる。

### 【児童情報】

福祉個人番号、制度個人番号、統合宛名番号、氏名(漢字氏名、カナ氏名)、生年月日、性別、年齢、住基住所、居所住所、電話番号、備考、すこやか保育の情報(申請状況、判定依頼日、認定期間、障害種類、特別児童扶養手当の情報(認定日、等級))

### 【世帯員情報】

同一世帯の世帯員情報、福祉個人番号、制度個人番号、統合宛名番号、住登区分、世帯開始日、世帯終了日、氏名(漢字氏名、カナ氏名)、性別、住所(居所住所・住基住所)、世帯員区分(保護者(父・母)、扶養義務者、兄弟)、続柄、生年月日、世帯員区分別必要項目(保護者並びに扶養義務者[保育の必要性を証明する必要書類の種類]、兄弟 [国減免対象施設の入所情報(児童福祉施設、障害児施設ほか)、入所施設名])

### 【申請者情報】

氏名(漢字氏名、カナ氏名)、生年月日、性別、連絡先、住所

### 【教育・保育給付認定判定情報】

保護者(氏名、続柄、保育要件の事由)、申請日、申請理由、認定日、認定区分(1号認定こども、2号認定こども、3号認定こども)、優先利用の有無(ひとり親、生活保護、虐待、DV、障害、育休明け、小規模保育の卒園児、兄弟姉妹の同一施設利用、その他市町村が定める事由)、保育希望の有無、認定期間、認定状況(認定中、認定済、取消、却下、変更、終了)、認定番号、保育必要量(標準／短時間)、利用者負担階層区分(市、国)、特記事項、補正期間、変更日、変更理由、取消日、取消理由、却下日、却下理由、取下日、取下理由、備考、発送日

### 【利用者負担階層区分】

対象者(申請者、保護者、扶養義務者)の氏名、対象者の続柄、対象者の生年月日、対象者の性別、対象者の住所、賦課年度、扶養者数、市県民税額(均等割額、所得割額)、総所得額(総合所得・分離所得・控除等の内訳)、世帯区分(生活保護世帯、母子世帯など)、減額理由、徴収年齢、利用者負担階層区分(市階層、国階層)

### 【生活保護適用状況】

生保適用の有無

### 【入所選考基準】

保育要件対象者(保護者)、基本点数項目、(居宅外労働、居室内労働、妊娠・出産、疾病、障がい、介護・看護、災害、通学、内定・求職中、その他)、調整点数項目(保育の代替手段、世帯の状況、就労状況、兄弟の状況)、育休の取得に関する情報、基本点数、調整点数、合計点数、優先区分(滞納状況、小学生以下世帯人数、社会的・経済的状況)、その他特記事項(保育要件対象者の保育の状況)、入所選考基準判定に必要な書類とその情報(就労状況、産休・育休の取得状況、通勤方法・時間など、自営業者証明、本人申立書、疾病・障害・介護の状況)

### 【台帳情報・施設給付情報】

受付番号、入所施設(施設名・施設番号)、利用希望施設(施設名、希望理由、希望順位)、施設区分(保育所、幼稚園、認定こども園(幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型)、小規模保育、家庭の保育、事業所内、居宅型保育など)、受委託区分(市内、委託、受託)、受委託都市(都道府県名、市名)、仮決定日、面接日時・期限、入所決定日、入所保育開始日、入所終了予定日、現況確認日、更新日、待機となった理由、児童の居場所の情報、変更日、変更理由、取下日、取下理由、退所決定日、退所日、解除理由、世帯区分フラグ(生活保護世帯、母子世帯、住基支援世帯)

### 【利用者負担額】

対象児童情報、在籍施設(施設区分、施設名)、生活保護世帯、母子世帯、在宅障害児(者)世帯、その他要保護世帯、県多子減額、国多子減免(第何子)、徴収年齢、入所日割理由(途中入所、途中退所、途中入退所)・日数・額(市、国)、退所日割理由(途中入所、途中退所、途中入退所)・日数・額(市、国)、市基準利用者負担額(減額前、減額後)、国基準利用者負担額

### 【徴収方法】

徴収方法(納付書、口座引落)、納付義務者名、開始年月、納付書送付先住所、引落口座情報

### 【徴収金管理】

対象年度、在籍施設、徴収年齢、調定日、調定年度、期別、調定額、納付額、過誤納額、還付額、充当額、未納額、不納欠損額、戻出予定額、戻出済額、納期限、納付日、公金日、督促状送付日、時効起算日、収納方法

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
教育・保育給付等児童台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>（本人または本人代理人からの申請等による入手）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の目的により入手が必要となる対象者の特定、入手の手続について規程等の整備を行い明確化する。</li> <li>・申請の窓口において申請内容や本人確認書類の確認を厳密に行い、入手すべき対象者を特定し、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> <li>・申請書に記載された情報以外は、システム入力できない仕組みとなっている。</li> <li>・申請受理時の福祉情報システム入力後、申請内容とシステム入力者以外が内容を照合し、確認を行う。</li> </ul> <p>（他の機関や府内の他部署からの入手）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の機関及び府内連携により入手する際は、対象利用者以外の情報を入手できないようにシステムで制御されている。</li> <li>・住基情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を府内システムである共通基盤システム経由で取得するため、対象利用者となりうる住民以外の情報を入手することはない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
（紙媒体に対する措置）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を記録した紙媒体は、鍵付き保管庫等で保管する。</li> <li>・事務処理に必要な紙媒体は、処理完了後は速やかに保管庫で管理するよう徹底する。</li> <li>・（電子データに対する措置）</li> <li>・電子記録媒体を使用する場合は、データを暗号化して保存する。</li> <li>・（委託業者に対する措置）</li> <li>・委託業者との間に、特定個人情報を含む秘密保持に関する特記条項を盛り込む。</li> </ul>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号利用事務以外の業務又は個人番号を必要としない業務からの情報要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにシステム制御を行っている。</li> <li>・福祉情報システムでは、別表第一に規定されている事務と規定されていない事務に分かれるが、規定されている事務の1つである教育・保育給付等事務はその事務で利用する特定個人情報以外にはアクセスできないよう制御を行っている。更に、別表第一に規定されている事務を利用する直前にユーザの再認証を行っている。</li> <li>・端末PCのパスワードについては、複雑度の高い英数字を組み合わせた設定をシステム上の制約としている。また、パスワードは定期的に変更している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉情報システム端末の操作にあたっては、ユーザIDによる認証、パスワードの設定を行い、端末の操作を関係職員に限定する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。</li> <li>・1ユーザIDから1台の端末PCしか福祉情報システムを利用できないよう排他制御を行っている。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム管理者は、職員の業務に応じたアクセス制限が付与されるよう管理する。</li> <li>・システム管理者は、福祉情報システムにアクセスする職員へのアクセス制限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにする。</li> <li>・異動が生じた場合には、システム利用課は速やかに申請を行い、システム管理者は変更手続きを行う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザID、操作日時、処理名などの操作履歴（操作ログ）を記録する。</li> <li>・必要に応じて操作履歴を解析し、不適切なアクセスがないか確認する。</li> <li>・バックアップされた操作履歴について、一定期間保存する。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容			契約書上に下記の条項を規定している。 ・委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 ・在職中及び退職後において、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。 ・委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等その他情報を、甲(委託元)の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。 ・委託業務に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 ・貸与された文書等を書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。 ・委託業務を処理するに当たって取り扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは報告を求め、その検査をすることができる。 ・委託業務を処理するに当たって個人情報等を収集するときは、委託事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法			・委託先に適用している、機密保持・個人情報保護・瑕疵担保の特約及びその他本契約の全てにおいて、再委託先にも適用している。
その他の措置の内容			・あらかじめ作業者の名簿を提出させ、本市が確認していないものが従事することのないようにしている。 ・上記確認した従事者に対して貸与したICカードとパスワードによる認証を行っている。 ・上記確認した従事者に関する特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(ユーザID、操作日時、処理名)を記録する。 ・上記確認した従事者に関するシステムのオペレーションや運用保守による作業記録を残す。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・神戸市情報セキュリティポリシーにて委託に関するルールが定められており、委託契約書に当該ポリシーの遵守が明記されている。 ・委託契約書に基づき、個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置等について、報告を求めている。			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;福祉情報システムにおける措置&gt;            ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;神戸市における措置&gt;</p> <p>本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別用符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	<p>&lt;内容1&gt;</p> <p>平成26年10月及び平成27年1月に、職務と関係なく知人(1名)の個人情報を閲覧し、知人に対して個人情報を告げるなど、個人情報を不正に収集し、不当に使用した。</p> <p>&lt;内容2&gt;</p> <p>平成26年8月22日に、保存期限が未到来の戸籍謄本等交付申請書等が保管場所にないことに気付いた。文書廃棄時に誤って破棄したものと思われる。</p>	
再発防止策の内容	<p>&lt;内容1に対する再発防止策&gt;</p> <p>全庁的に通知文(平成27年4月6日付)により、個人情報の適正な取扱いについて周知徹底した。課内全職員に対して、個人情報に関する研修を実施した。</p> <p>&lt;内容2に対する再発防止策&gt;</p> <p>保存期限に応じ文書を分類保存するルールを明確にした。また、破棄時に複数で文書の確認をするよう改め、これらを職員に周知した。</p>	
その他の措置の内容	<p>&lt;神戸市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバは、本市管理区域内の、施錠装置・監視装置のあるセキュリティ区画に設置している。</li> <li>・バックアップ媒体は、施錠できる保管庫に保管している。</li> <li>・停電等によるデータの消失を防ぐため、サーバ設置区画内に消防設備を備えている。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐため、サーバ設置区画内に消防設備を備えている。(中間サーバー・プラットフォームにおける措置)</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・申請書等については、神戸市文書管理規定に基づく保管及び廃棄を行う。</p> <p>・磁気ディスクの廃棄は、専用ソフトによるフォーマット又は物理的粉碎等を行うことにより、内容を読みだすことができないようにする。</p>		

<b>8. 監査</b>			
<b>実施の有無</b>	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査	[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>			
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、取扱規程等の整備に伴い、特定個人情報等の保護に関する研修を行っていく。</li> <li>・委託業者に対しては、委託契約約款に個人情報保護に関する内容を明記した上で、契約を締結している。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> </ul>		
<b>10. その他のリスク対策</b>			
—			

## IV 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	神戸市市長室 広報戦略部市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175
②請求方法	原則、来庁による請求を予定
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—

### 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	神戸市こども家庭局 幼保事業課 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館8階) 電話番号:078-322-6923
②対応方法	問合せ内容に基づき対応し、内容及び対応について記録を残す

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成28年2月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	— —
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	— —

## (別添2) 変更箇所
